

伊仙町「地域公社」設立に向けた可能性調査支援業務委託仕様書

1 業務名

伊仙町「地域公社」設立に向けた可能性調査支援業務

2 業務の目的

伊仙町は鹿児島県の奄美群島の徳之島南部に位置し、奄美群島国立公園の一部であり、奄美十景のひとつにも選ばれている犬田布岬など美しい景観をもつ海岸線や自然に恵まれている。基幹産業はサトウキビ、パレイショ、果樹（マンゴー等）を中心とした農業や黒毛和牛子牛の畜産などの一次産業となる。「健康・長寿と子宝の町」として知られている伊仙町は、厚生労働省の人口動態に関する平成 15 年から平成 24 年までの統計において、合計特殊出生率で全国一位となり、その後も上位に位置している。全国で少子高齢化が深刻化する中、伊仙町の今後の地方創生に多くの注目が集まっている状況にある。高い合計特殊出生率を維持している伊仙町においても、人口減少と高齢化の進行は深刻な課題となっており、人材不足、担い手不足の影響により、基幹産業の弱体化や、買物、福祉、交通といった日常生活に不可欠なサービス、インフラの維持が今後さらに困難となる状況が懸念されている。

そうした状況の中、近年では各地で官民連携による「地域公社」という地域内外を問わず多様な人材を繋ぎ、連携、協働することで地域課題の解決や、地域経済の牽引役として地域を支える役割を担う取り組みが注目されている。

本事業では、「地域公社」設立に向けた可能性調査を進めるとともに、地域公社の目的、理念、ミッションを整理し、目標や事業計画等をまとめた「地域公社基本構想」の策定及び、設立に向けた具体的な行動計画や手順を示した「アクションプラン」の策定を行なうことを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

主な業務内容は以下に示すが、詳細は発注者との協議により決定する。

(1) 現状調査・分析

本町における資源、環境、市場の現状調査ならびに分析を行う。調査においては必要に応じて町内の関係者へのヒアリング調査を行い、現状や課題の整理を行う。

- ①地域資源（農作物・製造品・工芸品・観光資源）の現状調査
- ②日常生活に不可欠なサービス（買物、福祉、交通）の調査・整理
- ③地域産業、地域経済、ふるさと納税の調査
- ④市場調査（域内・域外の需要・競合調査）

(2) 「地域公社」で担う事業の可能性調査

現状調査、分析をもとに「地域公社」で担う事業の可能性調査を行う。また既存事業の課題に対して試験的に課題解決の実施や検討を行い、「地域公社」で担う事業や設立に向けたアクションプランとして整理を行う。

- ①日常生活に不可欠なサービス（買物、福祉、交通）に係る事業の可能性調査
- ②ふるさと納税にかかる事業の可能性調査
- ③特産品のブランド力向上にかかる事業の可能性調査
- ④既存事業の試験的改善の実施（買物、福祉、交通等）

(3) 「地域公社」プレイヤーの可能性調査

域内の事業者、団体等へアンケート調査を行い、域内の人材の整理や副業等に関する意向の調査を行う。また域内で不足する人材の整理も進め、「地域公社」設立に向けたプレイヤーの整理・検討を行う。さらに、将来の担い手となる世代に対して教育機関、メディア等と連携を取り「地域公社」の取り組みや本町のPRを行う。

- ①地域の事業者、団体等に関する調査
- ②地域人材の副業等による人的資源の可能性調査
- ③地域では不足してしまう外部人材（技術・能力・経験面）確保に関する調査
- ④将来の担い手となる若者世代（大学生等）に関する調査、PRの実施

(4) 「地域公社基本構想」及び「アクションプラン」の策定

「地域公社」設立に向けた、「地域公社基本構想」及び「アクションプラン」の策定を行う。アクションプランは、次年度より設立に向けた取り組みが円滑に進むよう、具体的な行動計画や手順、地域公社が設立初期に担うプレ事業等を整理した内容を示したものとする。また、地域の関係者と地域公社設立に向けた協働体制を組み立てるとともに、地域で不足する人材についても域外人材との調整を進め、地域公社設立における人材確保の整理を行う。

- ①「地域公社」のビジョンとミッションの策定
- ②「地域公社」の事業案の設定およびプレ事業に関するプロセスの整理
- ③「地域公社」の法人形態、組織形態に関する調査
- ④「地域公社基本構想」及び「アクションプラン」の策定支援

(5) 打合せ協議

業務着手時、中間時、最終納品時、その他必要に応じて、打ち合わせ協議を行う。

5 成果品

本業務における成果品は次に掲げるものとし、電子データで納品する。

- (1) 業務報告書、調査資料等の参考資料一式
- (2) 「地域公社」基本構想
- (3) 「地域公社」アクションプラン

※電子データについては、PDF 及び加工可能なデータ（Word、Excel 等）で作成したものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、原則として第三者に対し、本業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせてはならない。但し、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本仕様書及び実施要領に記載のない事項については、委託者と協議すること。
- (3) この仕様書による成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は本業の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
 - ア. 伊仙町第6次総合計画
 - イ. 第3期伊仙町総合戦略
 - ウ. その他必要と認められる資料